

特集

『インボイス制度がスタートしましたが、不安を感じていませんか？』

- わからなくて、まだ何もやっていない。
- インボイスの登録申請をしたけど、本当に必要だったのか。
- 指導者からインボイスのことを聞かれたが、説明できない。

令和5(2023)年10月から消費税法が改正され、インボイス制度が導入されました。クラブからは、いろいろな悩みが寄せられています。

そこで、今回は、皆さんの不安を少しでも解消できるようにQ&A形式でサポートさせていただきます。

消費税のしくみとインボイス制度について簡単な説明

消費税を納付している法人は、売上時の受取額に含まれている消費税額(仮受)から経費などの支払時に含まれている消費税額(仮払)を差し引いて納税している場合があります(原則課税)。

インボイス制度が導入された10月以降は、この仮払している消費税額を差し引く際に支払先が交付するインボイス(=登録番号などが記載された適格請求書等)の保存が必要になりました。

つまり、支払先からインボイスが交付されない場合、その法人は仮払いの消費税分を控除できずに、その分を負担して納付することになります。

このインボイスを交付するには、「適格請求書発行事業者」に登録しなければなりません。今まで消費税を納付していない法人(免税事業者)は、登録することで課税事業者(消費税を納付する法人)になり、クラブ全体の取引について消費税の計算をして納付します。

(年会費や助成金などの消費税非課税取引は除かれますが、場合(=特定収入割合)によっては別の計算が必要です。今回は説明を割愛します)

◆ポイント

クラブが教室の参加者や指導者を派遣した取引先からインボイスを求められるか、否か。を確認する必要があります。

相手からインボイスを求められると想定される場合は、登録せずに今まで通りの免税事業者で問題ないかを検討することになります。

インボイスの交付を求められるのは、相手が課税事業者(原則課税)に限ります。

今まで消費税を納付していないクラブの対応について

Question 1

個人の会員さんからの年会費や教室の参加会費、そして、イベントなどで地域の方からの参加料を受け取っているクラブですが、インボイスの登録は必要ですか？

Answer 1

会員や参加者が個人の場合、その個人が消費税を納付する課税事業者であることは、ほとんどないと思います。つまり、インボイスを求められなければ登録申請は不要だと思います。

なお、任意団体でも代表者や規則が規定されていて一定の目的のために活動(スポーツ指導や地域貢献)している団体は、法人とみなされます。「任意団体や公益の活動をしているので税金は関係ない」というのは誤りです。

体育館や運動施設などの指定管理者であるクラブについて

Question 2

体育館などの指定管理者で、介護予防などの指導者派遣の業務も市(町)から委託されているクラブです。今まで消費税の申告はしていませんでした。

行政からインボイスのことを質問され、わからないままに登録申請しましたが、本当に必要なのでしょうか。

Answer 2

まず、施設の料金について説明します。地域の皆さんが施設を利用する際の料金について、クラブは公金受託者として地方自治体の代理で受け取り、後日に納付しているのか、それとも、料金はクラブの収入に計上しているのか、により対応が異なります。

公金受託者として地方自治体の代理で受け取っている場合、インボイスを交付する義務は行政側ですので、行政が登録申請した登録番号を記載した領収書を「代理交付」としてクラブの受領印(公金受託者)を押印して発行することができます。この場合、クラブがインボイスを登録申請する必要はありません。

次に、施設を利用する際の料金をクラブの収入に計上している場合、クラブは相手の求めに応じてインボイスの交付義務があります。

つまり、利用者が地域の個人の方だけでインボイスの交付を求められないのであればインボイスの登録は必要ありませんが、たとえば、施設を利用した他のNPO法人からインボイスを求められる場合などがありますので検討が必要です。

次に、指定管理者制度の場合、業務委託として指定管理料が地方自治体から支払われます。この指定管理料の支払に対して地方自治体からインボイスを求められるのか、否か。という論点があります。

地方自治体の担当者もよくわからないまま、指定管理者のクラブに対してインボイスの交付を求めたケースがありました。地方自治体の一般会計は、消費税法上、売上と仕入の消費税額を同額とみなすとされていることから、消費税の申告義務が免除されており、インボイス導入後も同様の取り扱いを行った場合、消費税の申告義務が免除される場合があります。

つまり、指定管理料の支払いについて、地方自治体が消費税申告をしないのであれば、クラブはインボイスの交付義務はありません。

また、施設の利用料金が年間でも少額な場合、その利用料金をクラブの収入として計上することからインボイスに登録申請して課税事業者になった場合、日常処理や申告業務、そして消費税納付など、業務の増加や支出が増えることでクラブが疲弊することが心配です。体育施設のカギや照明の管理業務を市・町から受託している場合や介護予防事業の講師派遣を受託している場合も、地方自治体と協議する方法がいくつかあります。

この機会に、総合型地域スポーツクラブの現場に詳しく、クラブの事業戦略の立案経験が豊富で、かつ、税務申告を相談できる人を探すことも大切だと思います。

インボイスに登録申請したクラブが支払う講師謝金について

Question 3

今回、インボイスを登録申請しました。先日、講師からインボイスのことを聞かれましたが、説明できませんでした。何か、対応が必要ですか。

Answer 3

指導者の講師に1回5,000円の謝金を支払った場合、今まで消費税などを気にしていなかったと思います。しかし、正確には4,546円の謝金に10%の消費税454円を加算して5,000円を支払っていることになります(業務委託契約)。

しかし、講師の方が登録番号等の記載要件を満たした請求書・領収書等を交付する(課税事業者)場合は少ないと思います。

つまり、講師が免税事業者の場合、クラブは講師謝金に含まれている消費税額(仮払)を控除できずにクラブがその消費税分を負担することになります。

まずは、講師料の内訳を明確にして、インボイスを登録しているのかを講師に確認したうえで、講師と話し合うことが大切です。講師が免税事業者の場合、消費税の納付について経過措置もありますので、次年度以降の契約の際にあらためて検討することもひとつの案だと思います。講師に対して一方的に講師料の値下げを通知したりすることは不適切です。

この機会にクラブが持続可能な基盤をどのように整備していくのか、クラブ全体の年会費、教室会費、そして、講師料の見直しを行うことも大切ではないでしょうか。

11月以降のインボイスの登録と取り消しについて

Question 4

今からでもインボイスに登録できますか。／登録後に取り消すことはできますか。

Answer 4

今からでもインボイス制度に登録申請できます。登録申請を提出する日から15日以降の日を登録希望日として申請してください。それまでにインボイスの交付を求められた場合は、仮の請求書・領収書等を発行したうえで、登録申請中であることを説明して後日に登録番号が記載された請求書・領収書等と差し替えることを相手と相談したらいかがでしょうか。

また、すでに登録したが、よく考えたらインボイスを求められることはないので取り消したい場合は、納税地を所轄する税務署長に「適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書」を提出して登録を取り消すことができます。

ただし、取り消しは「登録取消届出書の提出があった日の属する課税期間」の「翌課税期間の初日」から有効です。また、登録取消届出書を「翌課税期間の初日から起算して15 日前の日」を過ぎて提出した場合は、翌々課税期間の初日に取り消されます。

つまり、令和6年3月決算の場合、翌課税期間の15日前までに登録取消届出書を提出すれば4月から取り消されることになります。しかし、令和5年の10月から令和6年3月まではインボイス登録事業者ですので、この期間のインボイスの発行と消費税の申告納付は必要になります。

※今回の説明は詳しい内容を割愛しています。税務処理を行う場合は、専門家(税務署)に相談するか、本人の判断と責任で行ってください。



寄稿者情報

遠藤 誠 氏 (Endo Consulting Office 代表)

早稲田大学大学院スポーツ科学研究科 非常勤講師を経て、
現在、亜細亜大学経営学部 / 経済学部 非常勤講師

公益財団法人日本スポーツ協会 公認クラブマネージャー養成講習会 講師
公益財団法人日本スポーツ施設協会 公認スポーツ施設運営士養成講習会 講師
顧問先: スポーツ団体顧問(一般社団法人、NPO法人等)他 一般企業顧問